

\*\*\*\*\*

## 今月のテーマ 法人税の青色申告制度

青色申告制度という言葉で真っ先に思い付くのは所得税の確定申告ではないでしょうか。65万円の特別控除や青色専従者給与など納税者に有利な特典が与えられる制度ですが、所得税と同様に法人税にも青色申告制度があり、上手に利用することで法人税の節税ができます。今回は法人税の青色申告制度についてご紹介いたします。

### 1. 青色申告制度

法人は、法人税法に規定される帳簿書類を備え付けて取引を記録し、かつ青色申告の承認申請書を提出して承認を得ることで青色申告書を提出することができます。

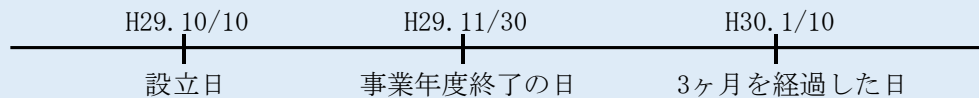
#### (1) 帳簿書類の要件

仕訳帳や総勘定元帳のほか、現金出納帳、預金出納帳、手形帳、得意先元帳、仕入先元帳、棚卸表、固定資産台帳などの帳簿を備え付けます。各帳簿には取引の年月日や相手先名称、取引内容、金額など記載事項が帳簿ごとに定められています。なお、これら帳簿書類は9年間整理保存する必要があります。

#### (2) 承認申請書の提出

青色申告制度の適用を受けるためには、適用を受けようとする事業年度開始の日の前日までに[青色申告の承認申請書](#)（国税庁HPより）を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受ける必要があります。新設法人の場合は、設立日以後3ヶ月を経過した日と設立後最初の事業年度終了の日とのいずれか早い日の前日が承認申請書の提出期限になります。

11月決算法人を10月10日に設立した場合



∴事業年度終了の日の方が早いため、H29. 11/29が青色申告の承認申請書の提出期限となる。

### 2. 青色申告の特典

法人税法や租税特別措置法には節税効果のある特例が数多く設けられていますが、これらの多くは青色申告書の提出が前提条件となっております。今回は代表的な特例の概要をいくつかご紹介いたします。

#### (1) 青色欠損金の繰越控除

青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額を翌年以降に繰越して、その後の事業年度で生じた所得金額から控除することができます。なお、繰越することができる年数は9年(平成30年4月1日以後開始事業年度に生じた欠損金は10年)です。

#### (2) 少額減価償却資産の損金算入

青色申告書を提出する中小企業者等が取得した30万円未満の減価償却資産は、取得価額の合計額が年間300万円に達するまでの範囲でその事業年度の経費(損金)に算入することができます。

#### (3) 特別償却・特別控除

一定の要件に該当する減価償却資産を取得した場合、通常の減価償却費に加えて上乗せの特別償却費を計上することができます。また特別償却に代えて法人税額を直接減額する特別控除の適用を受けることができる場合もあります。

### 3. 青色申告の取消

青色申告の承認を受けている法人が、一定の事由に該当することになった場合、その事由が生じた事業年度まで遡って青色申告の承認が取り消されます。この場合、取り消された事業年度以後に提出した申告書は青色申告書として取り扱われませんので、例えば、青色欠損金の繰越控除の適用を受けていた時はそれがなかったものとして法人税を再計算することになってしまいます。

一定の事由とは、上記1にある帳簿書類の備え付けや保存が行われていないことや取引内容を仮装・隠蔽して正しく記載がされていないこと、などがありますが、2年連続で申告期限までに確定申告書を提出しない場合も青色申告が取り消されますので、注意が必要です。